

県庁不正経理

国庫補助金の国への返還について

国庫補助金とは

- ・国の予算のうち地方で使っていくお金のことで、国庫補助金と国庫負担金の二つの支出金のこと。
- ・国庫補助金も国庫負担金も国がお金の使い方を決めているため、地方が自由にお金を使うことができない
- ・補助金等が国民から徴収された税金などの貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとしており、それに違反した場合は、全額と加算金を国に返還しなければならない。

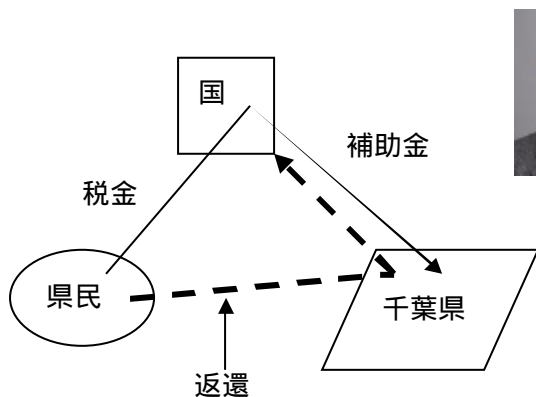
この、国庫補助金を使った事業においても不正経理が行われた事で、千葉県は国に約 6 億 2900 万円を国に返還します。返還対象部局は、総務・総合企画・健康福祉・商工労働・農林水産・県土整備部、**教育庁、警察本部**です。
ところが・・・。



国庫返還金（上限値）

国庫返還金：約 448,000 千円
返還金の加算額：約 181,000 千円
返還金の合計額：約 629,000 千円

職員からの返還額：235,000 千円
県費からの返還額：394,000 千円



国庫返還金は、正しく使用されていれば、国に返す必要はありません。それを、**約 9 割は公用に使用されていた**という理由で県費から返還するというのです。これでは、「**県民は二重に税金を払ったことになる**」と、川本さんは訴えています。



例えば、公用に使用したとはいえ、不正に利用したために返還しなければなりません。今まで、散々県民の税金で不正を重ねてきた責任として、職員で返還してほしいです。
それをさらに県民に負担を強いる、これで、納得できますか！！！！